

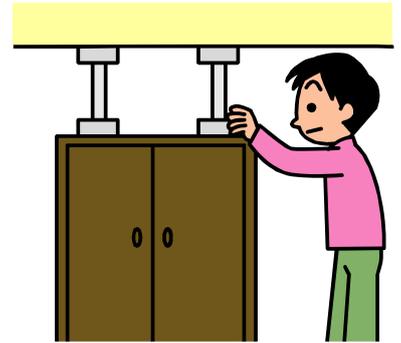
家具等の転倒防止の費用助成

町では、家庭内の家具の転倒による被害を防止・軽減するため、家具などの固定に要する経費や家具の転倒防止器具の購入費用に対し、補助金を支給します。

対象経費

町税等の滞納のない世帯の方が実施する家具の転倒防止に要する次の経費

- ・ 専門知識を有する方（大工・建具職等）が施工する家具などの固定に要する経費
- ・ 家具などの転倒防止器具の購入費用



つっぱり棒や耐震マットも対象になります。

※「家具」…居住する住宅の中に設置されているタンス、食器棚、冷蔵庫等。

補助金の額等

区分	一般世帯
対象世帯	災害時要配慮者世帯（65歳以上の高齢者のみの世帯等） 以外の世帯
補助金の額等	補助率1/2、補助限度額30,000円

※補助金の額は、100円未満は切り捨てとなります。

補助は1世帯につき1回のみとなります。

※災害時要配慮者世帯の方は、災害時要配慮者世帯家具固定推進事業（町が委託した事業者による、家具の転倒防止器具を無料で取り付ける事業）をご利用ください。

申請方法

- ・ 施工、購入前の事前申請が必要です。

問い合わせ先

- ・ 総務課 消防防災係（TEL42-3963）